

第 17 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第 17 回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩
会議日時 平成 31 年 2 月 26 日 午後 1 時 30 分開会
会議場所 大船渡市役所：第 1 会議室

議事日程第 1 号

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 書記及び議事録署名人の指名
日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
日程第 4 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 2 号 農地法の適用外であることの証明願について
日程第 6 議案第 3 号 農地に該当するか否かの判断について
日程第 7 議案第 4 号 農業委員会の適正な事務実施に係る平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価、及び平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席委員（農業委員 9 名）

議長	菊地 英浩君	1 番	金野たか子君
2 番	鈴木 力男君	3 番	古内 嘉博君
4 番	中村 亨 君	5 番	廣澤 恵美君
6 番	細谷 知成君	7 番	藤原 重信君
8 番	欠 員	9 番	熊谷 玲子君

（農地利用最適化推進委員 10 名）

大船渡地域	佐藤 優子君	末崎地域	村上 優司君
末崎地域	尾形 正男君	赤崎地域	浅野 幸喜君
猪川地域	鈴木 和雄君	立根地域	今野八重子君
日頃市地域	木村マリ子君	綾里地域	畑中 圭吾君
越喜来地域	岡澤 成治君	吉浜地域	菊地 久寿君

遅刻者（0 名）

早退者（0 名）

欠席者（0 名）

事務局出席者

局 長	千葉 讓 君	局長補佐	細谷 真実君
主 事	山崎 大地君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

午後 1 時 30 分開会

○議長（菊地英浩君） 本日はご出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第 17 回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつを申し上げます。2 月に入りまして、前半は寒さも厳しかったんですが、最近は春を思わせるような暖かい日が続いております。雪、雨等も少なく、春先の水不足が心配されるところでございます。

先日 2 月 13 日、盛岡市繫で市町村農業委員会会長会研修会がありました。その中で農業会議 31 年事業方針といたしまして、本県農業は担い手の急激な減少、高齢化や遊休農地の増加など、多くの課題を抱えており、今使われている農地を使えるうちに使える人に引き継いでいくための農地管理に早急に取り組むことが求められている。国においては農地中間管理事業の 5 年の見直しの検討結果を踏まえ、担い手への農地集積を一層拡幅するため、人・農地プランの実現化を維持・推進するとともに、プランの実現化を実施するための地域での話し合いの農業委員及び農地利用最適化推進委員の参画を法令で明確化することとしております。また農業会議では、県内の広域振興局管内を二つに細分化した 8 ブロック毎に担当職員を指名し、相談窓口体制を整備し、各市町村農業委員会の取り組みを積極的かつ機動的に指導するとあります。月 1 回開かれています常設審議委員会も、地方農業委員会協議会から 13 名出ておりましたが、広域振興圏から 10 名となります。気仙地方農政連絡会代表として 1 名出ていましたが、4 月からは沿岸 9 市町村から 2 名となります。毎年 11 月に行われていました農業委員会大会が要請決議事項のとりまとめの広域振興圏となります。農用地利用最適化交付金ですが、31 年度は見直しをするということになりました。背景には先ほど、プランの実現化を実現するための地域での話し合いでの農業委員及び農用地利用最適化推進委員の参画を法令で明確化すると話しましたが、財務省の予算執行調査において指摘を受けております。そのため活動に応じた交付金の支払いということになります。皆さんが毎月提出している活動記録において、農地集積集約化の活動が全体の活動日数の 30% 以上で、今までと同じ 6,000 円。このうち実質化された人・農地プランの実現のための活動を行う場合は 7,000 円。ただし農地集約化の活動が全体の活動日数の 30% 未満となった場合は 5,000 円となります。岩手県の農業委員、農地利用最適化推進委員の 29 年 1 月当たりの活動平均時間は 6 時間 52 分。大船渡市は 5 時間 14 分となっております。最適化活動割合は大船渡市で 24% で、少し足りないこととなります。30 年度はまだ集計出ていませんので、わかりません。活動に含まれるのは、担い手への農地集積集約化の推進活動、遊休農地の発生防止、解消活動、農地中間管理機構との連携活動、新規参入の促進活動、これらの活動に必要な会議、その他農地利用の最適化に必要な活動が掲げられます。人・農地プランの実質化の要件といたしましては、5 年から 10 年後の農地利用に関するアンケートの実施、地図による現況把握、集落における農地利用を担う人に関するプランの

策定とあります。活動記録用紙も簡素化されるとは言っておりますが、活動していても記入していないことが多くあるように思います。農業委員会の活動は1年増しに増えてきております。面倒がらずにその都度記入して提出していただくことをお願いしましてあいさついたします。

○議長（菊地英浩君） 本日出席の農業委員は9名、推進委員は10名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、千葉事務局長から報告をお願いいたします。

○事務局長（千葉譲君） それではお手元の資料によりまして行事等の経過報告と開催予定を申し上げます。初めに1月25日開催の第16回総会以降の経過報告であります。2月3日は世界の椿館・基石において行われた三陸・大船渡第22回つばきまつり開催式には会長と私が出席しました。開催式に引き続き行われた椿の実の収穫功労者への感謝状の贈呈式では、本農業委員会女性部の活動実績が市内トップ水準であったことが紹介されております。なお、椿まつりは3月24日までの開催となっており、毎週日曜日を中心に各種イベントが開催されておりますので、委員の皆様にも多数ご来場くださるようお願い申し上げます。2月6日は午前中に市役所で農地・農政の各専門委員会が、午後からは住田町で大船渡地方農業振興大会、気仙地方農政連絡会委員等研修会及び懇親会が開催されました。午前中の専門委員会では、本日議案として上程しております評価と点検について審議をしていただきました。また農業振興大会では細谷農業委員が平成30年度大船渡地方農業振興協議会表彰の農業奨励賞、沿岸広域振興局長賞、農業共済組合長理事長賞の3賞を受賞しております。2月11日開催の県農業会議主宰の経営戦略セミナーには、先ほどの報告のとおり藤原農業委員が出席しております。2月13日から14日には盛岡市において女性農業委員が構成員となっているポラーノの会の幹事会と総会、それから女性農業委員、推進委員の研修会が開催されました。幹事会にはポラーノの会の副会長の廣澤農業委員がご出席でしたし、それから総会及び研修会には廣澤委員と、その他先ほどの報告のとおり、全部で4名の女性委員が出席しております。また、ほぼ同じ時刻・日程に県で開催された会長研修会には菊地会長が出席しております。

次に本日の総会以降の行事予定ですけれども、2月28日午後1時から合同庁舎において気仙生活研究グループ研修会が開催されます。今回は一関市の花と泉の公園で行なっている食べられる花の栽培や新商品開発の取り組みのJA発表があるとのことですので大変ですけれども、もし受講を希望される方は本日中に事務局の方にご相談をお願いしたいと思います。席は空いているそうでございます。次のページを開いてください。

3月5日には平成31年度の大船渡市農業労賃標準額の検討委員会が開催することとされております。菊地会長、職務代理、農地専門委員長、農政専門委員長、事務局が出席することとしております。3月5日には平成31年度の農業労賃標準額の検討会を開催することとしております。会長と職務代理、農地、農政各専門委員長が委員となっておりますので、よろしく申し上げます。3月6日から7日には東京都で第15回女性農業委員会活動推進シ

ンポジウムとポラーノの会研修会が開催されます。女性農業委員と事務局の出席を予定しております。予算の関係で申し上げますと、女性委員については2名が参加できるような見込みとなっておりますので、ご調整のほどよろしく申し上げます。3月14日の第36回一般社団法人岩手県農業会議常設審議委員会には会長と細谷補佐が出席する予定となっておりますし、同日午後開催される農業会議の定期総会には会長が出席します。最後になりますが、次回第18回総会は3月25日、議員控室での開催を予定しておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（菊地英浩君） 報告事項ではございますが、何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の山崎大地主事、議事録署名人には7番藤原重信農業委員、9番熊谷玲子農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による許可届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定により許可申請があったので、本委員会に報告するものです。

届出件数は3件です。1番、登記地目畑、現況地目畑及び宅地。204㎡。相続による権利の取得。2月5日届出、2月5日受理。2番、登記地目田及び畑、現況地目畑、4,957㎡。相続による権利の取得。2月5日届出、2月5日受理。次のページをお開きください。3番、登記地目田、原野及び畑、現況地目田及び畑。3,974㎡。相続による権利の取得。1月15日届出、1月15日受理。以上です。

○議長（菊地英浩君） 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 4ページをお開きください。議案第1号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は2件です。番号、土地、権利の種別、申請人、転用目的、転用理由の順に読み上げます。1番、登記地目田、現況地目畑、272㎡。売買。転用目的、施設等、居宅平屋建1棟（建築面積68.30㎡）、駐車場2台。転用理由、現在アパート住まいにつき、当該地を取得して自宅を建築したい。これは当該地を現況調査したところ、整地した上一部造成済みでしたので、追認案件となります。始末書が申請書とともに提出されております。2番、登記地目、現況地目ともに畑、330㎡。売買。転用目的、施設等、居宅2階建1棟（建築面積64.87㎡）、駐車場2台。転用理由、現在アパート住まいにつき、当該地取得して自宅を建築したい。立地基準については、1番につきましては第3種農地に該当し立地基準を満たしております。2番につきましては第2種農地に該当し、他の土地では代替性がないため基準を満たしております。一般基準については金融機関からの残高証明書、融資証明書等により資金の確保を確認しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。それでは議案第1号1番について6番細谷知成農業委員からお願いします。

○6番（細谷知成君） 6番細谷です。議案第1号の1番につきまして2月23日に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。現地の状況ですけれども、11月の第14回総会で宅地と私道敷地で5条申請が許可された農地の分地でございます。以前は休耕田でしたが、整地工事がされている状態です。周辺の状況ですけれども、申請地の西側は申請者の土地の残地部分ですけれども、同様に整地がされている状態で、南側は休耕畑、北側、東側は私道となっております。申請に至った経緯ですけれども、譲受人は現在アパート住まいで、自宅建設の土地を不動産業者に依頼して探していたところ、申請地を紹介されたということであります。譲渡人にお話しを伺いましたが、農地法の手続きが済んでいると勘違いして、整地に着手してしまったということで、たいへん申し訳ございませんでしたと話されました。周囲への影響ですけれども、申請地の南側の農地とは高低差があり、申請地より2mほど高くなっておりますので、日照の阻害や排水の影響は無いものと思われまふ。報告は以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号1番について質疑、意見許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第1号2番について大船渡地区立根地域今野八重子推進委員からお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員(今野八重子君) 今野です。議案第1号の2番について報告いたします。2月27日午前10時45分頃、譲渡人と現地を確認しながら話を聞きました。譲渡人は昨年あたりから体調が悪く、稲作も家の前にある水田2枚だけにしてしまったそうです。その他にも結構な面積の畑もあり、一部自家用野菜畑になっておりますが、ほとんどが草を刈って管理しているので、その草刈りも大変になってきたと話していました。その後11時半頃、譲受人宅を訪問しましたが、不在だったため、次の日の24日午前11時前に再度訪問し、奥さんから話を聞きました。土地は不動産屋さんを探してもらい、ハウスメーカーさんも決まっているということでした。現地の道路側に面している所を駐車場、中ほどに家を建てて、その間には家庭菜園を考えているということでした。現地は草が刈られていて、きちんと管理されておりました。また周辺農地への影響ですが、南側は市道、東側は宅地、西側、北側は草地になっていて、日陰等による影響は余りないと思われれます。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第1号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第5、議案第2号農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 5ページをお開きください。議案第2号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理したので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申願出件数は4件で震災関連は1件です。1番、登記地目畑、現況地目雑種地、95㎡。非農地の事由、願出人所有の宅地に昭和36年当時居宅を建築し、その後昭和46年、60年に増築。隣接当該地も一体利用されていたが、平成20年に崖地危険区域に指定され建物を解体し、現在は更地状態になっている。長年、宅地及び建物解体後は雑種地として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたため。宅地と申請地あわせての一面では確定しているものの、それぞれの境界は未定です。うち1筆は宅地となっている土地

です。2番、登記地目畑、現況地目宅地、264㎡。昭和57年に居宅を建てた時から庭敷として使っている。別の手続きの際に農地であることがわかった。3番、登記地目畑、現況地目宅地、5.08㎡。本件土地を含む一帯の土地で平成10年に宅地造成工事を開始し、平成12年10月の住宅新築時より宅地の一部として利用していた。平成25年9月に東日本大震災に伴う防災集団高台移転地の引込道路として土地買収され、現在は残地となっている。宅地と認識しており、農地としての認識がなかったため。次のページをお開きください。

4番、登記地目畑、現況地目宅地、470㎡。平成23年3月11日の東日本大震災により被災し、現在は更地となっている。津波被害により従前の地目での利用が困難なため、現況地目への変更を希望するものである。1番から3番については申請書とともに始末書を徴しております。以上です。

○議長(菊地英浩君) 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いいたします。初めに議案第2号1番について1番金野たか子農業委員から説明をお願いします。

○1番(金野たか子君) 1番金野です。議案第2号の1番についてご報告いたします。2月25日に現地調査をいたしまして、現地は更地状態でした。現地を見てからお電話した方がいいなと思ひまして、夜、申請者に、電話でお話しを伺いました。建物が建っていた時は家庭菜園として利用されていましたが、平成20年に崖地危険区域に指定され、建物が壊されてしまったからは家庭菜園もしなくなったので、更地にしてしまったということでした。ご審議お願いいたします。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。はい3番古内委員。

○3番(古内嘉博君) 3番古内です。申請地は境がはっきりしないということなんです。これでも申請というの是可以なんでしょうか。事務局。

○局長補佐(細谷真実君) これで登記ができるかということ、登記所で。登記所では受け付けると言っていました。同じ所有者で枠が同じなので、枠というのは宅地と申請地、その境界線が同じな場合は受け付けるということで承っております。

○3番(古内嘉博君) 他人の場合は駄目だということですか。

○局長補佐(細谷真実君) 他人の場合でも、その境界が三つの中でのギザギザがどこかわからないけれども、枠としては決まっているという時は受け付けると。前回の議案にも出て参りましたが、登記所に確認してからきておりますので、これ、地目変更のために出してある適用外証明ですので、そのあたりは確認しております。

○3番(古内嘉博君) その場合、売買した時は大丈夫なんですか。

○局長補佐(細谷真実君) それは私の方の判断ではありませんので、農地法上は農地法上で地目変更したいという時はできるということです、この願いの。

○3番(古内嘉博君) いいです。

○議長（菊地英浩君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） なければ以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号1番について本委員会において願いのとおり決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号2番について6番細谷知成農業委員からお願いします。

○6番（細谷知成君） 6番細谷です。議案第2号の2番につきまして2月23日に現地調査及び聞き取り調査をいたしましたので報告いたします。現況は一部は申請者の自宅への通路。残りは庭木が植栽されている部分と市道との法面部分となっております。周辺の状況ですけれども、申請地の北側は宅地、西側は申請者の自宅敷地、東と南側は市道となっております。申請に至った経緯ですけれども、申請者は一人住まいで、現在入院しており、土地の管理について申請者の従兄弟にあたる方に依頼しておりまして、従兄弟の方が現況調査の際に敷地にいらっしゃいましたので、話を伺いました。昭和57年に自宅を建設した当時から、通路及び庭として利用してきたということであります。周囲への影響ですけれども、申請地の周囲には農地はないため、影響はないものと思われまます。報告については以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号2番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号2番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号3番と4番について三陸町地区越喜来地域岡澤成治推進委員からお願いします。

○三陸町地区越喜来地域推進委員（岡澤成治君） 推進委員の岡澤です。3番と4番、順番に報告します。調査年月日は2月の22日午後4時から申請者と現地立会いしたので報告します。非農地の事由欄に記載のとおり、引込用地として買収された土地で、現在5.08㎡と狭く、境界と約80cmの段差があることと、三角形の土地で、農地として使うことは今後できないものと判断してきました。

次に番号4番についてご報告します。非農地の事由欄に記載のとおり、3.11 津波被災地で、集団高台移転した所有者から大船渡市が購入した土地なそうです。残地は撤去済みですけれども、小石とか碎石も混ざっていて硬く、農地としての利用は今後も困難なもの判断してきました。以上のとおりです。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第2号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号3番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号3番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第2号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号4番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号4番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第6、議案第3号農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 7ページをお開きください。議案第3号農地に該当するか否かの判断について。農地法の運用について第4(1)に基づき、「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するため審議し決定するものです。

今回、判断をお願いする農地は8ページのとおり、本人より依頼されたものです。1筆、6.02㎡。現況地目宅地、台帳地目畑。農振農用地区域外。耕作状況、荒廃地化。以上です。この荒廃地化ですが、農地台帳処理上のくくりで荒廃地化としておりますが、現況は休耕地の残地ということです。以上です。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第3号について三陸町地区越喜来地域岡澤成治推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区越喜来地域推進委員(岡澤成治君) 推進委員の岡澤です。非農地リスト1番について調査結果を報告します。申請者は適用外証明願と同じ方です。細長い農地です。6.02㎡。今後も農地として使うことはできないということで、申請に至ったということなそうです。以上のとおり報告いたします。よろしくをお願いします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号は本委員会において農地に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり農地に該当しないことに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第7、議案第4号農業委員会の適正な事務実施に係る平成30年度の目標及びその達成に向けた活動、点検・評価(案)及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題といたします。議案第4号につきましては、去る2月6日に開催されました農地、農政専門委員会でそれぞれ審議しております。その審議結果を各専門委員会の委員長から報告をお願いいたします。初めに農地専門委員会における審議結果を岡澤成治委員長からお願いします。

○農地専門委員長（岡澤成治君） 農地専門委員長の岡澤です。それでは農地専門委員会の審議の経過についてご報告いたします。

出席委員は7名、欠席委員は2名で定足数に達し会議を始めました。議長から最初に書記と議事録署名人を指名した後に、事務局千葉局長から議案の朗読と説明をいただいて、平成30年度の活動の点検評価(案)と平成31年度の活動の計画(案)について審議をいたしました。質問、意見等は次のとおり五つばかりありました。一つ目としては、本年度担い手から農地を借りたいという相談はあったのかということで、回答として1件あった。それから二つ目は、集積地の担い手が死亡していますけれども、中間管理機構から借りている農地はどうなるのか。これについては担い手の家族では、これも耕作はできないということで、借りていた6ha分についての80%は他の土地を耕作しているそれぞれの方に引き受けてもらうような、今、目途がたっているというような報告がありました。三つ目はですね、市内で農地中間管理事業を活用している地域はどのくらいあるかという質問に対して、1地区だけであるという回答があります。四つ目は、推進委員会議などは情報交換できて、たいへん良いのでやってほしいということで、これは引き続きやるということになります。それから五つ目は、総会開催の時期等についてですね、案件が少なくなってきたので、遅らせても良いのではないかというようなことで、事務局からは今後検討するという回答がありました。

以上のような質問等ありまして、採決した結果、原案どおり全員賛成ということで決定いたしました。以上のとおり報告いたします。

○議長（菊地英浩君） 次に農政専門委員会における審議結果を藤原重信委員長からお願い

します。

○農政専門委員長(藤原重信君) 藤原でございます。農政専門委員会は10名全員の出席でございました。平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価と31年度の活動計画案を細谷補佐の方から提案説明をしていただきまして、いろいろと審議に入りました。30年度の分につきましては、本日の資料の12ページの4目標及び活動に対する評価では、目標設定は高すぎたという文言がありましたが、これを削除いたします。農業を取り巻く環境が厳しく、目標を達成できなかつたと修正をし、31年度の部分につきましては20ページの2の農地利用状況の調査方法の1①と②で、地図等を利用しながら目視で確認の上調査する。目視により遊休化が確認された場合は現地でその旨を地図等に記録すると書いておりましたが、それを削除することとし、他に意見はなく、一部修正をして、原案のとおり全員賛成により決定をいたしております。

その後、会議終了後の懇談では、登記地目が農地のまま、長年農地以外に利用されている利用者に違反の状態であることを説明し、違反を解消するために農地法の適用外証明を申請するよう促す取り組みについて、いろいろとどうしたらいいかなというふうな発言がございまして、その取組方法について今後もいろいろと意見交換をしていくということに話し合ったところでございます。以上であります。

○議長(菊地英浩君) 以上の報告を踏まえまして、事務局より修正した議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) それでは9ページをお開きください。議案第4号農業委員会の適正な事務実施に係る平成30年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について。平成31年2月6日に開催した平成30年度第1回農地専門委員会及び第1回農政専門委員会において議決された標記活動点検・評価案並びに活動計画案について本委員会の会議に付し可否を決定するものです。また、標記活動点検・評価案並びに活動計画案が本委員会において可と決定された場合、その内容を地域の農業者等に公表し、30日間それらの者からの意見及び要望を募集することについて承認を求めることとなります。

次のページをお開きください。専門委員会での議決を踏まえた修正が書かれております。訂正した箇所のみ説明いたします。12ページをお開きください。12ページ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進。4番、目標及び活動に対する評価ということで、目標に対する評価、農業を取り巻く環境が厳しく、目標を達成できなかつた。案では目標が高すぎたとあるのを削除しております。次の16ページをお開きください。16ページには情報の提供等、4番の情報の提供など、下の方ですけれども、農地台帳の整備。一番下ですが、データ更新、電算処理システムを整備し、平成30年6月、11月に固定資産システムと連携し、突合したとありますが、案では平成29年となっていたところを平成30年に修正しております。また19ページをお開きください。19ページ3番の新たな農業経営を営もうとす

る者の参入促進ということで、1番の現状及び課題、新規参入の状況で2段目ですが、29年度新規参入者が取得した農地面積、30年度新規参入者が取得した農地面積、次の部分が前は29年度新規参入した取得農地となっておりますが、ここは31年度新規参入者が取得した農地というように誤植を直しております。それから20ページをお開きください。20ページ遊休農地に関する措置ということで、2番、真ん中頃では平成31年度の目標及び活動計画のうち調査方法、地図等を利用しながら道路から目視で確認の上調査するの「道路」を取っております。②の道路から目視により遊休化等が確認された場合は現地でその旨を地図等に記録する。これも同じく「道路から」を取っております。皆様の農地に入って細かに確認しておりますので、これを削除しております。以上で修正箇所になります。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第4号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号は本委員会において原案のとおり決定し縦覧に供することを決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手多数であります。

よって、議案第4号農業委員会の適正な事務実施に係る平成30年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価(案)及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については本委員会において原案のとおり縦覧に供することに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第17回総会を閉会いたします。なお、引き続き事務局から連絡事項がありますので、そのままご着席願います。

それではこれをもちまして本日の会議を終了いたします。長時間にわたり、たいへんお疲れさまでした。

午後2時13分閉会